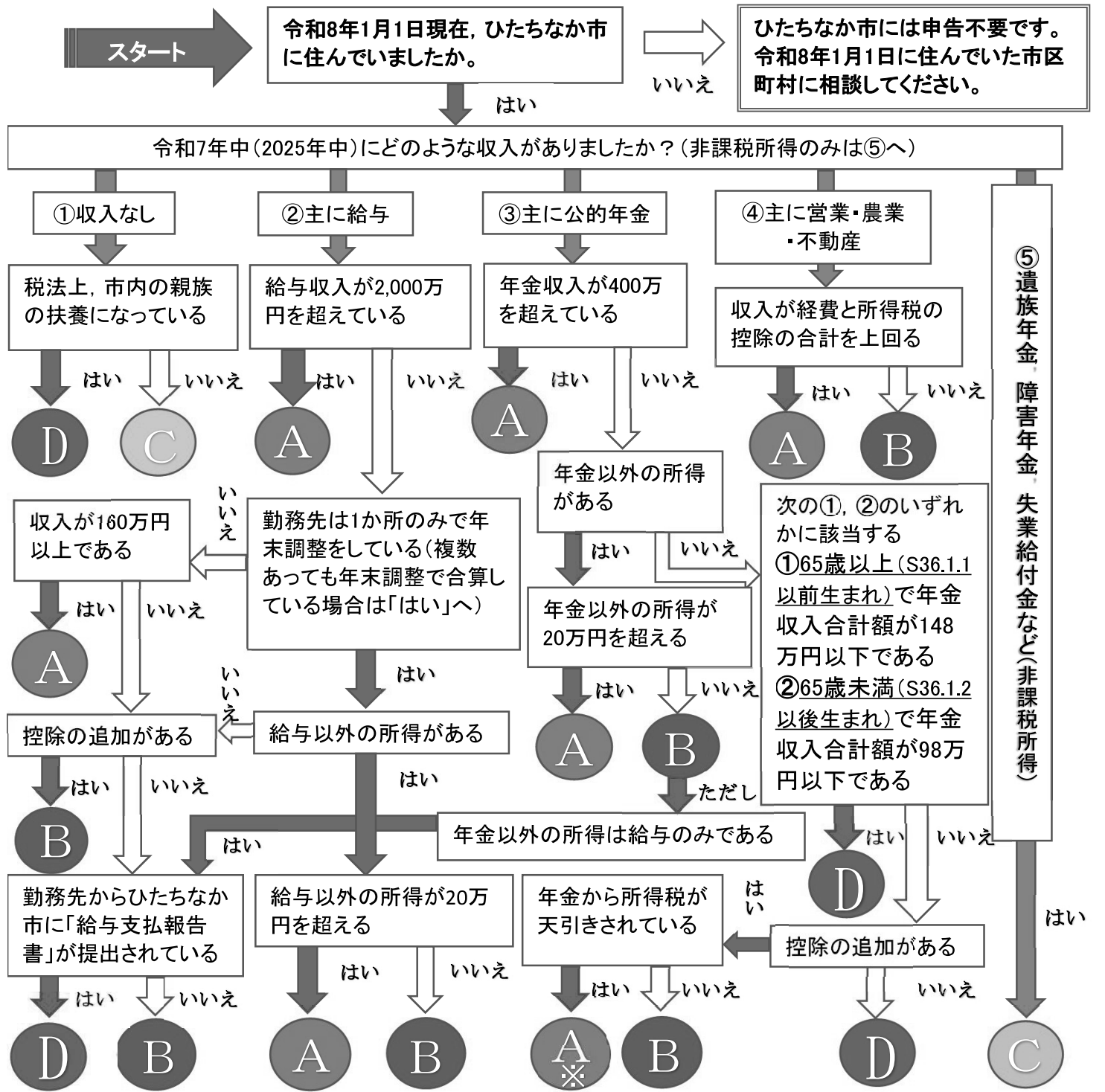


令和8年度（令和7年分）申告フローチャート

◆あなたは申告する必要があるでしょうか？下のチャートを使って確認してみましょう。



判定	結果（注意事項有）	申告相談先	注意事項
A	所得税の確定申告が必要です	太田税務署/ひたちなか市市民税課	所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は不要となります。確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B	市・県民税の申告が必要です	ひたちなか市市民税課	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、太田税務署への確定申告書の提出が必要となります。
C	市・県民税の申告が必要になる場合があります	ひたちなか市市民税課	所得・税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける場合は、市・県民税の申告が必要になります。
D	確定申告及び市・県民税の申告は不要です		所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、太田税務署への確定申告書の提出が必要となります。

※上記は一般的な例です。内容によって申告方法が異なる場合があります。